

# 令和 4 年度事業計画書

## I. 金融情報システムを巡る環境と課題

わが国の金融情報システムを取り巻く環境は、止まることなく変化を続けている。

オープン API や AI、ブロックチェーンなどの新しい技術が進化し、活用範囲が広がっている。これら新しい技術と、スマートフォン等スマートデバイスの活用とを組み合わせ、革新的な金融商品や金融サービスが、間断なく提供されている。FinTech 企業等、金融機関以外の企業の金融分野への参入も続いている。また、クラウドサービス等、外部業者が提供するサービスを活用する金融機関等は増加している。さらに、コロナ禍がなお続くもとの、テレワークが拡大し、金融機関等においても導入に向けた取組みが行われている。

一方、金融情報システムが直面する脅威とリスクは、一段と高まっている。外部サービスの利用拡大に伴い、情報システムへのアクセス経路は複雑化し、不正アクセスを通じたコンピュータ・ウイルスの感染経路が多様化している。また、テレワークが拡大する中で、そこで用いられる機器の脆弱性や、利用者のリテラシー不足等を突いた攻撃が増加している。サイバー攻撃の手段や手法は常に変化し、また、金融機関等の規模の大小に拘わらず攻撃の対象となる可能性がある。加えて、システムが複雑化するもとの、システム障害の発生を念頭に置いた態勢整備等、システムリスク管理の重要性も不変である。

金融機関等では、業務や組織運営を一層効率化していくことと、利用者に対して、より魅力的な金融商品・サービスを提供していくことが重要な経営課題であり、IT の活用が不可欠であると認識している。経営戦略と IT 戦略を一体化した IT ガバナンスの考え方のもと、金融情報システムの重要性は、一段と高まっている。

金融情報システムは、金融機関等の業務遂行において、また、経済社会や国民生活において不可欠な重要インフラである。金融機関等においては、金融情報システムについて、不断の検討と見直しを行うことに加え、適切なシステムリスク管理と強固なセキュリティ対策、厳正なシステム監査等の実施により、その安全性・安定性を確保しつつ、多様なニーズに対応する金融商品及びサービスを利用者に提供するために、効果的かつ効率的に活用することが必要である。

以上のような、金融情報システムを巡る環境と課題に関する認識を踏まえ、令和 4 年度における事業計画を、次のとおり定める。

## II. 事業計画

### 1. サイバーセキュリティに関する取組み

サイバー攻撃の手段・方法は常に変化しており、脅威は一段と高まっている。攻撃の対象は大手金融機関だけでなく、中小の地域金融機関にも広がりを見せており、全ての金融機関等が被害

に遭う可能性がある。金融機関においては、防御のための対策に加え、攻撃を受けた際に適切に対応できるよう、より実効性のある対応態勢を整備し、そのレベルアップを継続的に実施していくことが求められる。

以上を踏まえ、以下の活動を実施する。

- ・ 政府機関や民間のサイバー関連団体等と連携した、国内外金融機関等における最新のサイバーセキュリティに係る「参考情報」や「インシデント情報」の収集と分析、還元
- ・ サイバーセキュリティ対策に関する事例の調査
- ・ サイバーセキュリティワークショップ（基礎編・ステップアップ編）の開催
- ・ 訪問サービスや各種セミナーを通じたサイバーセキュリティに関わるコンテンツの提供

## 2. 調査・研究

### (1) FinTech・新技術

金融機関におけるデジタル技術の活用や FinTech 企業の金融分野への参入等、技術やサービスといった供給サイドの視点から見出される金融機関の課題について、調査・研究を行う。

海外に目を転じると、アジア地域の各国において、FinTech に関して、わが国に参考になる取組みを行っている事例がみられる。こうした海外の FinTech の事例についての調査・研究を行う。

人工知能（AI）の活用が地域金融機関にも普及してくるなか、AI を巡る倫理面、あるいは規制上の論点や活用事例に関する国内外の動向について調査する。

オープン API に関して、更新系 API の詳細な活用事例の調査やインシデント事例の収集を行う。これらを踏まえ、「API 接続チェックリスト」の改訂要否について検討する。

このほか、分散型金融、データ利活用、小口決済等について、実態や技術動向について調査を行う。この間、FinTech に関する国内の動向調査に際しては、FinTech 関連団体との連携を継続する。

### (2) IT ガバナンス・リスク管理

金融機関において、経営戦略と IT 戦略とを一体的に策定・運用する関係が深化するなかで、IT ガバナンスの重要性が強く認識されている。こうしたもとで、金融業界における IT ガバナンスの取組みを多面的にフォローする。今年度は、証券会社や保険会社等における取組事例について、調査・研究を行う。

令和 3 年 8 月に公表された FATF（金融活動作業部会）による第 4 次対日相互審査報告書を踏まえ、金融機関等では、AML/CFT（マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策）について厳格な管理態勢が求められている。こうしたもとで、特に「IT システムの活用」の視点からの調査・研究を継続する。今年度は、保険会社や金融商品取引業等、複数の業態における取組事例について、調査・研究を行う。

### 3. ガイドライン・手引書等

#### (1) 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書

一部金融機関における大規模なシステム障害の発生、クラウド・サービス利用時等におけるセキュリティ設定の不備、企業を対象にしたサイバー攻撃の増加など、金融機関等が取り組むべき安全対策面での課題は、引き続き多い。

こうしたもとで、『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書』（以下、『安全対策基準』という。）について、平成 30 年の第 9 版において全面改訂を行った後、技術・サービスの進歩やそれらに伴う金融情報システムの変化を調査したうえで、優先度の高いものから段階的に改訂を進めている。

今年度は、前年度から検討を行っている、「設備基準」の抜本的な見直しや、システム障害事例分析をもとにした対策、新型コロナウイルス感染症対応における BCP の課題等を反映し、新たに「第 10 版」として発刊する予定である。その後については、最新のサイバー攻撃事例・対策や、令和 2 年度改正個人情報保護法等に関する内容を反映した改訂を計画している。

また、改訂事項を含む内容について、各種セミナーで説明することや、会員等から寄せられた照会と回答を、ホームページの「安全対策基準 FAQ」サイトへ掲載すること等を通じて、『安全対策基準』の普及推進を図る

#### (2) 金融機関等におけるクラウドサービス導入・運用にあたっての解説書（試行版）

金融機関等においてクラウドサービスの利用が拡大する中、リスク管理面で配慮が必要な、クラウドサービスに固有の事項についての解説を求める会員等からの要望を踏まえ、令和 3 年 5 月に、『金融機関等におけるクラウドサービス導入・運用にあたっての解説書（試行版）』（以下、『クラウド解説書』という。）を発刊した。

発刊後は、説明会等において内容を紹介したほか、利用者から寄せられる意見や質問をとりまとめ、ホームページの「クラウド解説書（試行版）FAQ」サイトに掲載することで、その普及を推進するとともに、金融機関等との間で広く安全対策を共有してきた。

発刊後 1 年を迎える今年度は、利用者からの意見や質問を改めて整理するほか、『クラウド解説書』の試行利用を行った先から意見の収集を行う。これらを踏まえ、試行版の確定または安全対策基準への取込みの検討を進め、今年度中の発刊を目指す計画である。

#### (3) 金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書

本手引書については、平成 18 年 3 月に第 3 版を発刊してから、度々発生した自然災害発生時等の経験を織り込み、平成 29 年まで追補を重ねている。一方、最後の追補以降も、新型コロナウイルス感染症の拡大やサイバー攻撃の高度化等の新たなリスクが顕在化し、コンティンジェンシープランを策定するうえで、考慮すべき重要な要因となっている。

今年度は、これらに加え、この間進めてきた『安全対策基準』の改訂内容等を織り込むための

情報収集、調査、改訂案の作成を行う。改訂は、令和5年度を予定している。

#### 4. 説明会・研修・セミナー等

調査・研究成果の還元や、当センターが策定した各種ガイドラインの普及に加え、金融行政動向、その他金融実務やIT事情等に関する情報提供、会員企業における人材育成支援のため、以下のとおり、説明会等を開催する。

なお、説明会等の開催形式は、オンライン（ライブ配信、録画配信）形式を原則としつつ、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、可能な場合には、会場での実地開催形式とオンライン形式を並行して行う「ハイブリッド」形式により開催する。

##### (1) 説明会

令和4年7月に発刊予定の『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第10版）』など、重要なテーマについて「全国説明会」を全国7都市において開催する。終了後に、ホームページの会員専用サイトに、模様を録画した動画を、通年で視聴できる形で掲載する。

会員企業の関心が高いテーマについての講演、及び参加者間の情報交換・意見交換を目的とした交流会からなる「地区別セミナー」を、全国6都市で開催する。

当センターが作成・公表した調査レポート等について説明する「FISC 調査報告会」を、発刊の都度、ライブ配信と期間を限定した録画配信により行う。

##### (2) 講演会

金融情報システムに関連する最新の知見を会員に還元するため、国内外の有識者等を招致した「FISC 講演会」、「FISC セミナー」を開催する。

##### (3) 研修

金融機関等のIT部門等の新任者、実務担当者、役員といった階層別の研修・セミナーとして、「新任システム担当者セミナー」、「システムマネジメントセミナー」、「エグゼクティブセミナー」を開催する。

システム監査人の育成を目的とする「システム監査セミナー」について、基礎コース、アドバンスコースを開催する。

サイバーセキュリティ対策に関する情報共有・課題解決に向けた「サイバーセキュリティワークショップ」について基礎編、ステップアップ編を開催する。

##### (4) 訪問サービス

当センター役職員が講師となり、会員企業に対して、個別に金融情報システムに係る諸課題に関する調査研究成果を解説する「訪問サービス」をオンライン対応も含めて実施する。

会員企業への講演映像のDVD貸出サービスを実施する。

## 5. その他情報発信、会員サポート等

### (1) 出版物

金融情報システムに関する調査・研究の成果や、当センターの活動内容について、調査レポート等の形でホームページに随時掲載することで、従来にも増してタイムリーな情報還元を行う。

機関誌については、令和4年度中に公表した各種レポートを取りまとめた『金融情報システム』を令和5年3月に、金融機関アンケート調査結果を掲載した『金融情報システム（金融機関アンケート調査結果）』を令和4年11月に、それぞれ発刊する予定である。

金融情報システムの現状等を網羅的にまとめた『金融情報システム白書』を、令和4年12月に発刊する予定である。

### (2) ガイドライン検索システム

『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第10版）』（令和4年7月発刊予定）をガイドライン検索システムに反映し、今年度下期にリリースする予定である。

現行のガイドライン検索システムは、ガイドラインの改訂を取り込むために、システムのバージョンアップが必要であり、数カ月の期間を要している。発刊後からタイムリーにリリースできるシステムへの変更を目指し、前年度からガイドライン検索システムの更改を検討しており、今年度上期に更改可否を判断する予定である。

### (3) 他機関との連携

関係各省庁、日本銀行、業界団体のほか、海外の金融監督当局や関連機関等との連携を行い、金融情報システムに関する個別論点の意見交換を行うとともに、活動面での協力を強化する。

以 上